



(1) 令和7年度泉区運営方針が発表されました。▶詳しくは、広報よこはま6月号をご覧ください。

### 基本目標:みらいに進もう! 地域と共に

地域の皆様に泉区に住み続けたい、「住むなら泉区」と実感して頂き「子育てに優しいまち泉区」をめざしあらゆる世代がいきいきと暮らせる持続可能なまちづくりを進めて行きます

### 《5つの施策》

- 1, にぎわいの創出と発信による魅力づくり
- 2, 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり
- 3, 安全、安心なまちづくり
- 4, あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり
- 5, 信頼される区役所づくり ~チーム泉~

### (2) 土砂災害に備えて「がけ地」調査が行われます。

神奈川県では、「土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行っています。この度、泉区内のがけ地についても現地調査を実施し、土砂災害警戒区域等の見直しを行う事になりました。

- 調査期間 令和7年6月から令和8年3月まで
- 調査箇所 泉区内がけ地 約100ヶ所
- 調査内容 がけ地の高さ、傾斜度

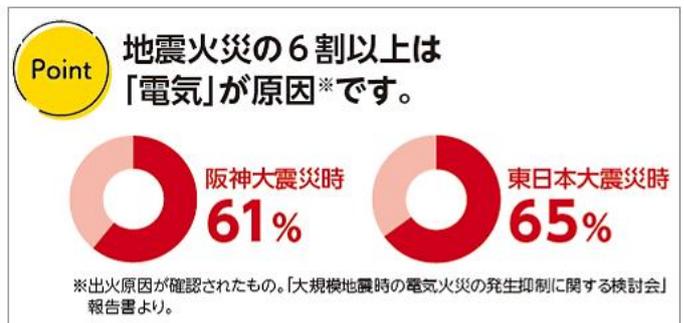


### (3) 感電ブレーカー等設置推進事業について

大地震時の通電火災を防ぐ為に、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感電ブレーカー」の補助金制度が、令和7年6月1日（令和8年1月末まで）より開始されます。

地震による延焼火災の危険性の高い重点対策地域（神奈川区、西区、中区、南区、磯子区内の一部地域）では器具代の全額が、また、それ以外の地域では器具代の1/2、上限2千円の補助がでます。

▶詳しくは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等に配架されたチラシにてご確認下さい。



### (4) 家具転倒防止対策助成事業について

大地震発生時のケガの30～50%は家具転倒に依ります。また、転倒した家具が電気ストーブ等に接触、火災の原因になる事もあり、そのため減災に向けた重要な対策に「家具の転倒防止対策」があります。横浜市では、自力で家具転倒防止器具の取付が、困難な高齢者世帯や障害者世帯に対して、令和7年6月1日より転倒防止器具の取付代行の受付を開始します。また今年度からは、代行だけでなく、延焼火災の危険性の高い重点対策地域（前項を参照）では器具代の全額が、それ以外の地域では器具代の1/2、上限2千円の補助がでます。

▶詳しくは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等に配架されたチラシにてご確認下さい。

